

福生市ふるさと納税返礼品提供事業者等の募集に関する要項

1 目的

ふるさと納税寄附金制度により福生市（以下「本市」という。）へ寄附した市外在住者（以下「寄附者」という。）に対して、感謝の意を表するとともに、市の魅力発信、産業・地域経済の活性化、観光の振興を図るため、寄附者に対して贈呈する物品・役務等（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び「Pay Pay 商品券」の取扱店を募集します。

2 中間事業者との契約

本市では、効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び寄附者からの問合せ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託します。返礼品が採用となった際には、本市が指定する中間事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わしてください。

（中間事業者）

事業者名：株式会社さとふる

住 所：東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

代表者名：代表取締役社長 藤井 宏明

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- （１）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点又は役務の提供場所のいずれかが本市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- （２）関係法令等に沿った生産・製造・販売・役務の提供を行っていること。
- （３）市税の滞納、未申告がないこと。
- （４）代表者等が、福生市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。
- （５）中間事業者との間で、返礼品提供に係る契約を締結し、その契約内容を確実に履行できること。
- （６）返礼品の受発注及び納品の管理等のため、中間事業者が提供するシステム（以下「管理システム」という。）を利用した受発注管理が可能であること。
- （７）返礼品の提供に関する問合せ、事故及びトラブル（配送に関するもの含む。）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償請求等が生じた場合の適切な対応等が可能であること。また、その対応状況等について中間事業者へ速やかに報告ができること。

- (8) 管理システムを使用するパソコンは、インターネットサイト及び電子メールを使用できる環境を有し、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れる等のセキュリティ対策を講じていること。

4 返礼品の要件

(1) 採用要件

返礼品は、本市の魅力を発信し、産業・地域経済の活性化又は観光の振興に寄与するものであることを前提として、次の要件を全て満たす必要がある。

ア 本市の地域産業の振興又は魅力発信若しくは特産品等のPRにつながるものであること。

イ 総務省が定める地場産品基準（以下「地場産品基準」という。）に適合すること。なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じ適用される最新の法令等や製造等の状況により判断する。

ウ 公序良俗に反しないものであること。また、特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと。

エ 返礼品提供事業者以外の第三者が著作権その他の権利を有する場合にあっては、本市の返礼品として提供することについて当該権利者の許諾を得ていること。

オ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）

カ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法令を遵守しているものであること。

キ 食品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。

ク 役務（サービス）の提供の場合にあっては、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合は、この限りでない。

ケ 役務（サービス）の提供の場合にあっては、寄附者との利用に係る調整を行うことができる体制が整っていること。

コ イベント等への参加の権利等を返礼品とする場合にあっては、当該イベント等が中止された時の寄附の取扱い等についてあらかじめ本市と協議を行うこと。

サ 利用券等のチケットを発券する場合にあっては、転売や譲渡の防止に係る対策を講ずること。

シ 役務（サービス）の提供の場合にあっては、チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様の役務（サービス）の提供を行うことを目的としたものではないこと。

(2) 返礼品の発送方法

返礼品の発送は、次の要件を遵守して行ってください。

- ア 返礼品は、寄附金の入金後寄附者が指定する返礼品を寄附者が指定する送付先に送付すること。
- イ 発送は、原則として配送状況を随時確認することができる配送サービスを利用して行うこと。
- ウ 本市のPRに資するリーフレット等の同梱を本市が依頼した場合は、送料に変更が生じない範囲において、可能な限り協力すること。
- エ 返礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において返礼品提供事業者の事業等のPRに資するリーフレット等を同梱することができるものとする。

(3) 提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格及び寄附金額は次に掲げるとおりとします。

- ア 返礼品の提供価格（以下「提供価格」という。）は、1,500円以上とし、これには商品代金、サービス料、諸税、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。
- イ 寄附金額は、提供価格に3分の10を乗じて得た金額を下回らない範囲で本市が決定する。
- ウ 送料は原則、本市が負担する。

(4) 費用負担について

各種の費用負担については次のとおりとします。

- ア 本市が負担する返礼品の提供に係る費用（以下「返礼品提供費用」という。）は、各返礼品の提供価格に当該返礼品の発送実績の件数を乗じて得た金額とし、中間事業者を通じて本市が支払うものとする。
- イ 中間事業者は、集荷実績日のあった月の翌月末までに、返礼品提供事業者が指定する口座へ返礼品提供費用を振込みにより行うものとする。
- ウ 返礼品の回収及び再発送、代替品等による保証及び返礼品の交換等に要する費用については、返礼品提供事業者が負担するものとする。ただし、寄附者の過失等、返礼品提供事業者の責めに帰さない理由により返礼品の再発送が必要となった場合については、再発送の前に本市と協議し、その費用負担を決定する。
- エ 配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、当該配送業者との取り決めにより対応するものとする。
- オ 天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合の費用負担については、本市と協議の上で対応するものとする。

5 Pay Pay 商品券

本市は電子商品券「Pay Pay 商品券(※)」を返礼品として設定を予定しています。

Pay Pay 商品券を取り扱う市内の店舗や施設等（以下「Pay Pay 商品券取扱店」

という。)を募集します。

※P a y P a y 商品券とは、ふるさと納税ポータルサイトで寄附することで取得できる電子商品券のことです。寄附額の 30%が寄附者に付与され、P a y P a y 商品券取扱店において、利用することができます。

(1) P a y P a y 商品券取扱店の要件

P a y P a y 商品券取扱店は、次の要件を全て満たす必要があります。

ア 店舗等を運営する事業者の要件

- ・「3 返礼品提供事業者の要件」のうち (1) から (7) までに定める要件に適合するものであること。
- ・P a y P a y 決済システムを導入済みの店舗や施設等であること。

イ P a y P a y 商品券と交換できる商品又はサービスの要件

- ・「4 返礼品の要件 (1) 採用要件」に定める要件に適合するものであること。
- ・チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様の商品又は役務 (サービス) の提供を行うことを目的としたものでないこと。

(2) P a y P a y 商品券取扱店の責務

次に定める全ての事項を遵守する必要があります。

ア 上記 (1) イに該当しない商品又は役務 (サービス) を同一の店舗等において提供している場合は、個々の商品又は役務 (サービス) における P a y P a y 商品券の利用の可否について、明確に区分し表示すること。

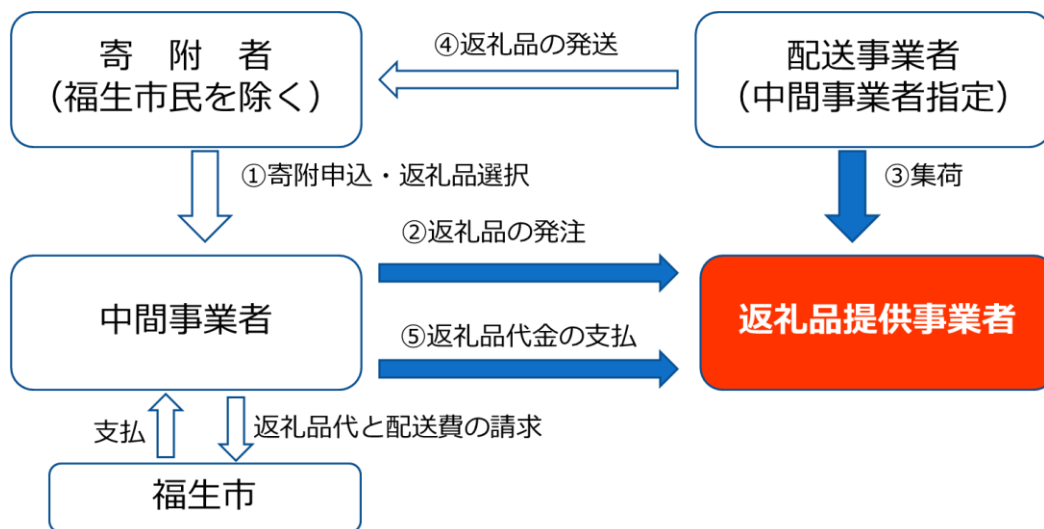
イ P a y P a y 商品券の取扱いについて、店舗等の利用状況等を確認する必要があると本市が判断した場合は、立入検査等、本市の要請に適切に対応すること。

(3) その他

P a y P a y 商品券の利用に関する手数料は、電子決済システムの運営会社と P a y P a y 商品券取扱店の間で個々に取り交わす契約内容に基づいて支払われるものとし、本市は当該手数料の一切を負担しません。

6 運用

返礼品提供事業者は、中間事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの流れは、概ね次の図のとおりです。



7 応募方法

返礼品提供事業者又はPay Pay商品券取扱店（飲食業以外の営業を行う店舗等に限る。）として登録を希望する場合は、その区分に応じて、次に掲げる内容に基づき申請を行ってください。

※本市内飲食店（チェーン店、フランチャイズ店等を除く。）は、御応募いただくなくても自動的にPay Pay商品券取扱店となります。

（1）返礼品提供事業者

ア 募集受付期間

随時受付とする。

ただし、応募時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでの期間に相当時間を要する。

イ 提出書類

福生市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式1）及び返礼品提案書（様式2）を提出すること。事業概要等について自社のホームページ等で確認ができない場合は、パンフレット等、事業者の活動内容がわかる資料も提出すること。

ウ 提出方法

原則として、電子メールで提出すること。

提出先：福生市 生活環境部 シティセールス推進課

メールアドレス：f-furusato@city.fussa.lg.jp

メール件名：「【事業者名】返礼品提供事業者申請書等提出」

メール添付書類：「イ 提出書類」に掲げる書類

(2) P a y P a y 商品券取扱店

ア 募集受付期間

随時受付とする。

イ 提出書類

福生市 P a y P a y 商品券取扱店 登録申請書 兼 誓約書（様式 3）を提出すること。事業概要等について自社のホームページ等で確認ができない場合は、パンフレット等、事業者の活動内容がわかる資料も提出すること。

ウ 提出方法

原則として、電子メールで提出すること。

提出先：福生市 生活環境部 シティセールス推進課

メールアドレス：f-furusato@city.fussa.lg.jp

メール件名：「【事業者名】 P a y P a y 商品券取扱店申請書等提出」

メール添付書類：「イ 提出書類」に掲げる書類

8 審査及び結果の通知

(1) 返礼品提供事業者及び返礼品について

返礼品提供事業者及び返礼品の登録については、本市が一次審査をした上で、総務省に返礼品としての適合性についての確認申請を行います。その時点で、本市の一次審査の結果をお知らせします。

また、総務省による返礼品の適合性確認に関する最終結果の通知が本市に届き次第、その内容を本市から返礼品提供事業者にお知らせします。

(2) P a y P a y 商品券取扱店について

P a y P a y 商品券取扱店の登録については、本市が審査をした上で、その結果を本市から事業者随時お知らせします。

9 登録内容の変更、追加及び廃止

返礼品提供事業者及び返礼品、P a y P a y 商品券取扱店の登録内容の変更又は登録の廃止をする場合は、「福生市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品 P a y P a y 商品券取扱店登録内容変更届・変更届（様式 4）」を本市に提出してください。

なお、提出書類の確認やポータルサイト等の変更には一定の期間を要するため、原則として変更又は廃止をしようとする 1 か月前までに届出を行ってください。届出の遅れにより不利益が生じた場合、本市は責任を負いません。

また、返礼品を新たに追加登録する場合は、「返礼品提案書（様式 2）」を本市へ提出してください。

10 その他留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守してください。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を処理するために知り得た寄附者の個人情報を返礼品の送付目的以外に使用してはならず、又は第三者に漏洩してはならない。返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とします。
- (3) 返礼品提供事業者名と返礼品提案書の内容及び P a y P a y 商品券取扱店名について、福生市商工会に情報提供を行います。返礼品提案内容により福生市商工会と調整が必要となる場合があります。
- (4) 返礼品提供事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合があります。
 - ア 返礼品提供事業者の要件や返礼品の採用要件を満たしていないことが判明した場合
 - イ 国基準の改正等により、返礼品の採用要件を満たさなくなったと市が判断した場合
 - ウ 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合
 - エ 本市のイメージを損なう事態を生じさせた場合
- (5) P a y P a y 商品券取扱店の登録後、「5 P a y P a y 商品券」に定める要件等に適合しなくなったほか、上記（3）に掲げる事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合があります。
- (6) 返礼品として登録された商品は、本市が契約しているふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載いたします。なお、掲載サイト及び掲載順序は本市に一任していただきます。
- (7) 返礼品提供事業者は、寄附者等からの返礼品の品質等に関する苦情や補償に関して真摯に対応して解決に努めてください。また、当該内容について中間事業者を通じて速やかに本市に報告してください。
- (8) 返礼品事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、返礼品提供事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、本市は一切の責任を負いません。
- (9) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務において、本市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならないものとします。
- (10) 返礼品提供事業者は、本市又は中間事業者の求めに応じ、返礼品や返礼品提供事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供してください。
- (11) 返礼品提供事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等については、本市が行うふるさと納税に関する広報活動において雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとします。

- (12) 返礼品提供事業者は、返礼品が採用された場合には、本市のふるさと納税の返礼品に登録されていることを店頭や自社のホームページ等でPRすることができるものとします。
- (13) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、本市又は中間事業者と協議のうえで解決するものとします。

11 問合せ先

(1) 応募から返礼品登録までの手続き

福生市 生活環境部 シティセールス推進課

電 話 042-551-1740 (月～金 8:30～17:15 土日祝・年末年始を除く)

メールアドレス f-furusato@city.fussa.lg.jp

(2) 返礼品付きふるさと納税制度及びポータルサイトに関する問合せ

福生市 総務部 契約管財課 管財係

電 話 042-551-1535 (月～金 8:30～17:15 土日祝・年末年始を除く)

メールアドレス f-furusato@city.fussa.lg.jp